

感染症診査協議会の役職者の選定について

北海道岩見沢保健所感染症診査協議会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき設置し、感染症診査協議会の設置及び運営に関する基準、北海道感染症診査協議会条例及び北海道感染症診査協議会条例施行規則に基づき運営するものである。

そこで、基準等に基づき、協議会の会長、副会長、感染症部会長、結核部会長を選任する。

※参考

令和6年度までの選任状況	
感染症診査協議会会長	大塚 義紀
副会長	高橋 典彦
感染症部会長	高橋 典彦
結核部会長	大塚 義紀